

『延喜式内並国史見在神社考証』にみる拝所

多米 淑人*

On the “*Haisyo*” of Shinto shrine in “*Engisikinai-narabini-Kokusikennzai-Jinnja-Kousyō*”

Tame YOSHIHITO

In this paper, “*Haisyo*” of Shinto shrine in “*Engisikinai-narabini-Kokusikennzai-Jinnja-kousyō*” is considered. As a result, this paper found the following. 104 documents and pictorial map of 114 sheets in “*Kanka-Shikinaigai-Dokosya-Kosyo*” of 10 books is found compellation of “*Haisyo*” is five examples and this inside twelve pictorial maps to which “*Haisyo*” is drawn.

Keywords: “*Haisyo*”, Shinto shrine, Ancient documents, Drawings

1. はじめに

これまで福井県若狭地方の神社にみられる拝所の建築形式やその特徴、分布状況などについて報告し、独立型拝所が正式な拝所であること、独立型拝所の標準的な建築形式は、写真1のような規模が方1間、屋根が唐破風造・銅板葺の妻入り、外廻りが四方吹き放しであることを指摘し、さらに拝所は拝殿とともに神を拝むための建物であるが、建築形式は拝所の方が拝殿よりも上格の建物であることなども指摘している^{1,2)}。また、近接する京都府や滋賀県にも「拝所」とは呼ばれていないものの拝所と類似した建物があることとも指摘している³⁾。

本稿は、今回新たに蒐集した『延喜式内並国史見在神社考証』から拝所の呼称について考察する。



写真1 標準的な独立型拝所の例
(日吉神社・美浜町早瀬)

2. 『延喜式内並国史見在神社考証』について

『延喜式内並国史見在神社考証』とは、京都府立総合資料館が収蔵する史料で、京都府管内の延喜式内神社及び国史見在神社（「六国史」に記載がある神社）について、明治初年に所在などを確定しようとした一連の調査のなかで作成された資料である。明治8年の編纂時は、18冊（表1）で構成され、『管下式内外同古社 考證書』と呼ばれていた。しかし、このうち7冊が散逸し、

* 建築生活環境学科

残った 11 冊（表 1 の灰色の欄）とこれをもとに神社の所在を簡略整理した『管下式内及式外古社並国史見在神社便覧』（明治 9 年作成）及び神社の復号について検討した『式内国史見在神社調』（明治 9 年～10 年）を併せた 13 冊を現在『延喜式内並国史見在神社考証』と呼び運用している⁴⁾。

現存するうちの 1 冊である「管下式内外同古社 考證書目録 完」によれば、元来の『管下式内外同古社 考證書』は 18 冊のうち 1 冊が当目録、16 冊が各区域や式内外別ごとに区分された神社の由緒や鎮座地、各社殿の建坪、氏子数などの文言が記載され、残りの 1 冊が付録である。冊子ごとに記された内容や区分けをまとめたものが表 1 で、『管下式内外同古社 考證書』には元々、計 215 社の内容が記されていたことが分かる。

さらに、現存する「管下式内外同古社 考証」11 冊のうち 10 冊には文書の他に境内や神社周辺などの絵図も 128 葉収められており、この内神社境内の様子が描かれているのは 114 葉、107 社⁵⁾である。

表 1 『管下式内外同古社 考證書』の区分と記載神社数

管下式内外同古社考證書目録 完		—	計215社
第壹巻	京中式内	3 社	
第貳巻	乙訓郡式内	19 社	
第参巻	葛野郡式内	10 社	
第四巻	愛宕郡式内	16 社	
第五巻	紀伊郡式内	4 社	
第六巻	宇治郡式内	6 社	
第七巻	久世郡式内	9 社	
第八巻	綴喜郡式内	13 社	
第九巻	相楽郡式内	6 社	
第十巻	桑田郡式内	18 社	
第十壹巻	船井郡式内	10 社	
第十貳巻	何鹿郡式内	12 社	
第十参巻	管下式外国史見在社	26 社	
第十四巻	京中式外	19 社	
第十五巻	乙訓郡式外	2 社	
	葛野郡式外	8 社	
	愛宕郡式外	6 社	
第十六巻	紀伊郡式外	2 社	
	宇治郡式外	3 社	
	久世郡式外	8 社	
	綴喜郡式外	5 社	
	相楽郡式外	3 社	
	桑田郡式外	5 社	
	何鹿郡式外	2 社	
付録	壹巻但 興福寺官務牒疏並附録	—	

3. 『延喜式内並国史見在神社考証』の拝所

前述のように『延喜式内並国史見在神社考証』は、「管下式内外同古社 考証」11 冊と「管下式内及式外古社並国史見在神社便覧」、「式内国史見在神社調」各 1 冊ずつ、計 13 冊で構成されている。しかし、「管下式内及式外古社並国史見在神社便覧」と「式内国史見在神社調」は神社名と所在などが記載されているだけで、由緒や社殿などは記されていない。そのため、本稿では「管下式内外同古社 考証」に着目して考察する。

なお、「管下式内外同古社 考証」は文書と絵図が一緒に綴られているが、ここでは煩雑を避けるため別々に考察する。

1) 文書

「管下式内外同古社 考証」（元来は『管下式内外同古社 考證書』と呼ばれていた）は、前述のように元々は 18 冊で構成されていたが、現存するのは目録と第 3 巻、第 5～12 巻、第 15 巻の計 11 冊だけである。このうち目録を除く 10 冊には、各区域や式内外別ごとに区分された神社の由緒や鎮座地、本社や拝殿、末社、舞殿などの社殿の建坪、氏子数などが記載されている。各冊

子に記載されている神社数は、葛野郡式内が 10 社、紀伊郡式内が 4 社、宇治郡式内が 6 社、久世郡式内が 9 社、綴喜郡式内が 13 社、相楽郡式内が 6 社、桑田郡式内が 18 社、船井郡式内が 10 社、何鹿郡式内が 12 社、乙訓郡式外が 2 社、葛野郡式外が 8 社、愛宕郡式外が 6 社の 104 社である。

これらを管見したところ、拝所の記載は 3 社に 4 例が確認できた。2 例はともに葛野郡式外の御霊社（葛野郡第貳區上桂村）と御霊社（同下桂村）に関する箇所（写真 2）で、もう 2 例は愛宕郡式外の今宮神社に関する箇所（写真 3、4）である。御霊社（上桂村）は明治 8 年 7 月 11 日付の文書内に「一社殿建坪 本社 壹坪五勺・・・(中略)・・・拝所 壹坪 拝殿 貳坪式合五勺」とあり、御霊社（下桂村）は明治 8 年 7 月 12 日付の文書内に「一社殿建坪 半坪八歩 拝殿 貳坪貳分五厘 拝所 壹坪」とある。今宮神社の 2 例は明治 8 年 7 月付の文書内に「一社殿建坪 本殿 二拾壹坪五分九厘 幣殿 拝所 透廊 拾八坪五分九厘」と「旅所 山城名勝志日今宮御旅所・・・(中略)・・・ 神殿 三坪 拝所 四坪四分四厘」の記載がみられる。

つまり、「管下式内外同古社 考証」の文書において拝所の記載は 104 社うち 3 社、4 例であり、割合としてはかなり少ないといえる。

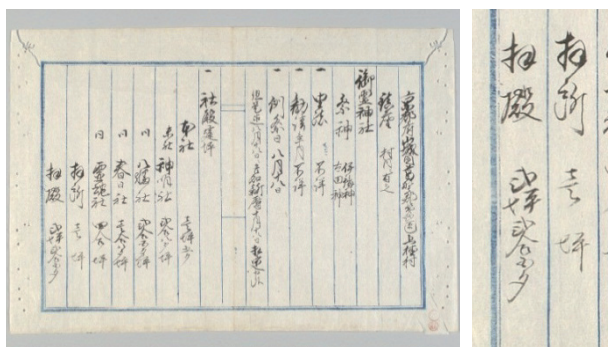


写真 2 葛野郡式外の御霊社（上桂村）の文書
（左：全体、右：拡大）

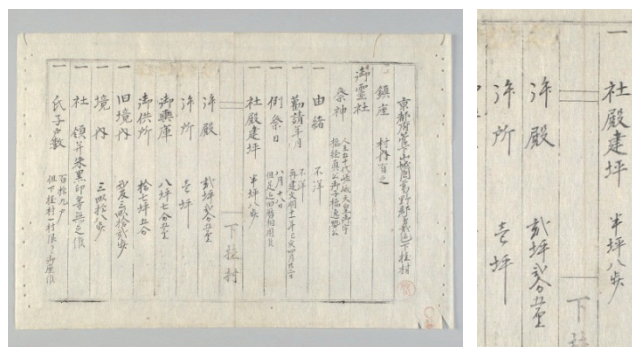


写真 3 葛野郡式外の御霊社（下桂村）の文書
（左：全体、右：拡大）

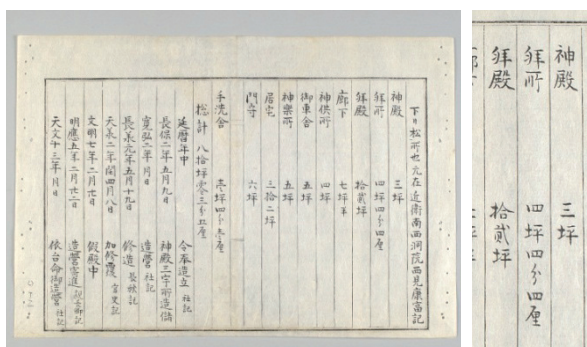


写真 4 愛宕郡式外の今宮神社の文書①
（左：全体、右：拡大）

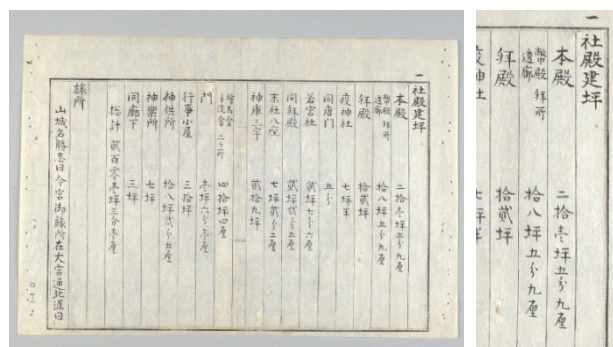


写真 5 愛宕郡式外の今宮神社の文書②
（左：全体、右：拡大）

2) 絵図

前述のように「管下式内外同古社 考証」には 114 葉、107 社の境内の様子を描いた絵図も綴られている。これらには本社や拝殿、舞殿など各社殿の建物の描写の他に、すべての絵図ではない

が各社殿を示す文字が記載されているものもある。

絵図を管見したところ拝所の文字は2点確認できた。一つは綴喜郡式内の天神社（写真6）で、もう一つは前出した葛野郡式外の御霊社（写真7）である。

これらを見ると、前者の天神社で拝所と示されている建物は、割拝殿あるいは長床を示しているようであり、本研究でいう拝所は見当たらない。後者の御霊社の場合は、本研究でいう拝所がみられるものの拝所の文字はそれより前方の拝殿らしき建物を示している。

特に御霊社の場合は前節の文書にも拝所の記述がみられ、文書と絵図両方に拝所がみられる事例である。これらを比較・検討すると、文書では拝殿と記載されているが、絵図には拝殿の文字はみられない。さらに、文書内では拝殿の建坪が2坪2分5厘、拝所の建坪が1坪で、拝所よりも拝殿の方が大きい。しかし、絵図では拝所と示されている建物の方が、明らかに本殿前方の建物より大きくみえ文書と絵図が合致せず矛盾がみられる。仮に絵図にある入母屋造の建物を拝殿、御霊社（本殿）の前の切妻造の建物を拝所と考えると、文書にある拝殿の建坪が2坪2分5厘で、梁間と桁行がともに1間半であれば一致し、絵図のほぼ正方形の平面とも矛盾しない。そして、これよりもやや小さく描かれている本殿前の建物を梁間、桁行ともに1間と考えれば、文書にある1坪の拝所とも合致する。したがって、絵図にある拝所の文字は拝殿の建物を示していると考えることができる。

以上のことから、「管下式内外同古社 考証」内の絵図においても、「拝所」の事例は少なく、示している建物もいずれも拝所ではない可能性が高いといえる。



写真6 綴喜郡式内の天神社の絵図



写真7 葛野郡式外の御霊社の絵図

4. 絵図にみる拝所

1) 絵図内の拝所の描写

前述したように「管下式内外同古社 考証」の絵図には拝所の文字が2点確認できた。しかし、絵図内には拝所とは書かれていないものの、本研究で取り扱う拝所と同様あるいは類似した建築形式をもつ建物がみられる。本章は絵図にみられるこれらの建物について考察する。

前述のように、現存する「管下式内外同古社 考証」には107社の境内の様子が描かれた絵図が114葉みられる。

この内、本研究でいう拝所と同様に本殿の前にたつ独立型ものは、表2と写真8～18に示した

11例で、これらはいずれも旧山城国あるいは旧丹波国に属していた地域である。これらを見ると、規模は11例すべてが梁間1間である。桁行は7例が1間、2例が2間で残りの2例は後方の柱が描かれていないため判別できない。屋根は5例が破風を湾曲させる唐破風造と切妻造が5例ずつ、1例が入母屋造である。屋根葺材は6例が本殿と同じ茶色系で描かれ、5例が灰色系でさらに線が描かれている。この描写から茶色系は植物系の檜皮葺あるいは柿葺で、灰色系は瓦葺と考えられる。11例のうちの9例には前方や後方の柱間に扉がみられる。前方柱間に扉を付ける例が6例で、後方柱間に扉を付ける例が3例で、これらにはいずれも柱両脇から玉垣が廻り、門としての性格も有していると考えられる。残り2例は壁や建具などが無い四方吹き放しである。

また、これらとは別に今宮神社の絵図内には本殿の前に切妻造と唐破風造の屋根が接続し、さらに唐破風造の建物から左右に塀状のもの伸びている描写がみられる(写真19)。これは本研究の拝所とは建つ位置が異なるものの、建築形式が類似する御霊造⁶⁾の拝所とみることができる。

したがって、絵図にみる拝所は規模が方1間、屋根は唐破風造か切妻造、外廻りは吹き放しで前方あるいは後方柱間に扉を付け、さらにそこから玉垣を廻す描写が多くみられることが指摘できる。また、これらは既に報告した⁷⁾、旧丹波国、旧山城国の拝所と建築形式や形態などがほぼ同様であり、若狭地方の拝所とも扉や玉垣を付ける点は異なるが、規模や屋根、外廻などは類似していることも指摘できる。

2) 拝所の描写と文書の関連性

次に、これら拝所の描写と各神社の「管下式内外同古社 考証」内の文書についてみる。

前述したように、文書内で拝所の記載があるのは、御霊社(上桂村)と御霊社(下桂村)、今宮神社の3社4例で、これらの絵図にはいずれも直前にたつ拝所と御霊社の拝所の描写がみられ、絵図と文書が合致する。一方、残り8例の神社は文書内に拝所の記載が一切はみられない。ただし、酒治志神社においては文書に「社殿建坪 九坪七号五勺 内貳坪貳号五勺拝殿」とあり、当社の絵図には拝殿らしき建物がないことや拝殿にしては建坪が小さいことからここでいう拝殿は拝所を示していると思われる。なお、文書に拝所の記載がない8例のうち、拝殿の記載があるものは上記の酒治志神社を含めて6例あるが、酒治志神社以外の5例はいずれも絵図に拝殿が描写され、文書の建坪も大きいため、絵図の拝所を示しているものではないと考えられる。

以上のことから、絵図と文書に拝所があるのは12例中4例と少なく、それよりも絵図に拝所がありながら、文書には記載されていない方が8例が多い。これは、拝所の呼称が一般的でなかった可能性がうかがえる。

表2 絵図に描写されている拝所建築形式

神社名(絵図記載)	所在地	旧国名	規模		屋根形式	屋根の色	外廻	柱間装置	玉垣の付き方	拝所形式
			間口	奥行						
離宮下社	宇治郡	旧山城国	1	× 2	唐破風造	茶色系	不明	前方柱間に扉	前方柱両脇から廻る	独立型拝所
雙栗神社	久世郡	旧山城国	1	× 1	切妻造	灰色系(縦線)	格子か	前方柱間に扉	後方柱両脇から廻る	独立型拝所
水度神社	久世郡	旧山城国	1	× 1	唐破風造	灰色系(縦線)	吹き放し	後方柱間に扉	後方柱両脇から廻る	独立型拝所
内神社	綴喜郡	旧山城国	1	× 不明	唐破風造	茶色系	吹き放し	前方柱間に扉	前方柱両脇から廻る	独立型拝所
走田神社	桑田郡	旧丹波国	1	× 1	切妻造	灰色系(縦線)	四方吹き放し	—	本殿向拝柱から廻るか	独立型拝所
大井神社	桑田郡	旧丹波国	1	× 1	入母屋造	灰色系(縦線)	吹き放し	後方柱間に扉	後方柱両脇から廻る	独立型拝所
酒治志神社	船井郡	旧丹波国	1	× 2	唐破風造	茶色系	四方吹き放し	—	—	独立型拝所
長岡天満宮	乙訓郡	旧山城国	1	× 1	唐破風造	茶色系	吹き放し	前方柱間に扉	前方柱両脇から廻る	独立型拝所
御霊社	葛野郡	旧山城国	1	× 1	切妻造	茶色系	不明	前方柱間に扉	前方柱両脇から廻る	独立型拝所
御霊社	葛野郡	旧山城国	1	× 1	切妻造	灰色系(縦横線)	吹き放し	後方柱間に扉	後方柱両脇から廻る	独立型拝所
今宮神社旅所	愛宕郡	旧山城国	1	× 不明	切妻造	茶色系	不明	前方柱間に扉	前方柱両脇から廻る	独立型拝所
今宮神社	愛宕郡	旧山城国	1	× 1	唐破風造	茶色系	吹き放し	後方柱間に扉	後方柱両脇から廻る	御霊造の拝所



写真 8 離宮下社絵図 (拡大)



写真 9 隻栗神社絵図 (拡大)



写真 10 水度神社絵図 (拡大)



写真 11 内神社絵図 (拡大)

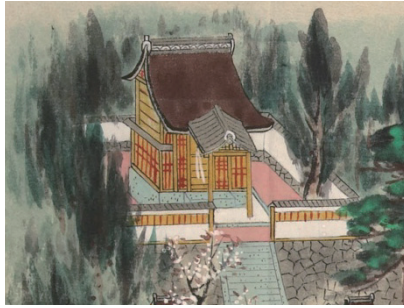


写真 12 走田神社絵図 (拡大)



写真 13 大井神社絵図 (拡大)



写真 14 酒治志神社絵図 (拡大)



写真 15 長岡天満宮絵図 (拡大)



写真 16
御霊社 (上桂村) 絵図 (拡大)



写真 17
御霊社 (下桂村) 絵図 (拡大)



写真 18
今宮神社旅所絵図 (拡大)

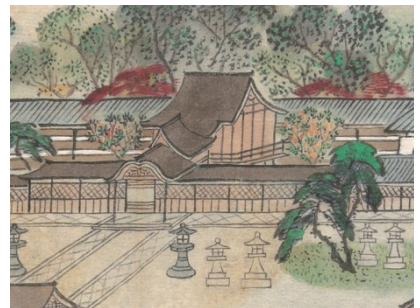


写真 19 今宮神社絵図 (拡大)

5. おわりに

以上、京都府立総合資料館が収蔵する『延喜式内並国史見在神社考証』の拝所についてみた結果以下のことが指摘できる。

『延喜式内並国史見在神社考証』は 13 冊で構成され、このうち各神社の由緒や鎮座地、社殿の建坪などの詳細が記載されているのは「管下式内外同古社 考証 3、5～12、15」の 10 冊で、この

中には各神社境内の様子を描いた絵図も綴られている。

これら 10 冊には 104 社についての文書と 114 葉、117 社の絵図がみられるが、拝所の呼称が確認できたのは、文書内に 4 例、絵図内に 2 例の計 6 例である。中でも文書と絵図の両方に拝所の記載があるのは、葛野郡式外の御霊社（葛野郡第貳區下桂村）だけであるが、これを比較・検討すると絵図内で拝所と示している建物は、文書でいう拝殿であると考えられる。

また、絵図に拝所の描写があるものは 12 例であり、このうち本殿直前にたつ 11 例の拝所の建築形式は規模が方 1 間、屋根は唐破風造か切妻造、前方あるいは後方柱間に扉を付け、それ以外の柱間は吹き放しとし、さらに扉が付く柱から左右に玉垣が廻る事例が多くみられることが指摘できる。これらは旧丹波国、旧山城国の現存する拝所と建築形式や形態はほぼ同様であり、扉や玉垣を除いた建築形式は若狭地方の拝所を類似している。

さらに、12 例の拝所の描写のうち文書にも拝所の記述があるものは 4 例と少なく、拝所の呼称は一般的でなかった可能性がうかがえることも指摘できる。

【註】

- 1) 多米淑人，吉田純一：独立型拝所の建築形式の特徴－若狭地方の拝所の建築的研究 その 1－，日本建築学会計画系論文集，No.645，p.p.2481-2487，2009.11
- 2) 拙稿：福井県若狭地方の神社にみられる独立型拝所の平面考察，日本建築学会北陸支部研究報告集 第 53 号 p.p.503-506，2010.7
- 3) 同註 1
- 4) 京都府立総合資料館北山アーカイブス HP 参照
- 5) 文書内に記載されている神社が所在不詳であったり、文書に記させていない神社の絵図もあるため、104 社と合致しない。
- 6) 御霊造とは本殿、祝詞廊（幣殿）、拝所が接続して一直線上に並びたち、さらに拝所後方柱間に扉（中門）をつけ、中門左右に脇廊を祝詞廊に対して T 字状に組み合わせた社殿構成の総称である。
- 7) 拙稿：若狭地方と近接する地域の神社にみられる拝所について，日本建築学会北陸支部研究報告集 第 54 号 p.p.489-492，2011.7

(平成 25 年 3 月 31 日受理)